

平成30年12月農業委員会定例会議事録

日時	平成30年12月18日(火)午後3時～	
場所	さぬき市役所 附属棟多目的室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第2号～5号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第6号～9号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第10号～26号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第27号)
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第1号)
日程第7	その他	
出席委員	1 楠 豊 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)	
欠席委員	2 蓮池秋男	
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 松村昌憲副主幹	
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員	
傍聴者	無	

議長（会長）

皆さんこんにちは。年の瀬のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、ここ数日一段と寒さが厳しくなっていますが、皆さんいかがでしょうか。インフルエンザの発生率が香川県が1位だそうです。インフルエンザが相当流行りそうですので、ワクチンを打たれてない方は、なるべく打たれたほうがよいと思いますので、検討していただきたいと思います。

新体制になりまして、全国農業新聞によりますと、10月1日現在をもちまして新体制になり、1,703農業委員会が移行を完了いたしました。4万1千人の推進委員となりました。農地の最適化の本格的な推進実績を求められることになりました。どうか皆さんにおかれましては、それぞれの地域で合意形成に向けた話し合いが大変大事になってくると思います。ご理解ご協力をよろしくお願いします。

また、新年早々ですが、四国初で鳥インフルエンザがさぬき市で発生いたしました。誠に残念でございますが、西日本豪雨、大阪北部地震など災害の年でしたが、年の瀬に向っておりますが、1日も早い復興を心から願っております。来年は亥年となりますが、我々農家にとって厄介な動物でございますが、猪は守りの動物だそうです。大変縁起のよいものだそうです。今年以上に皆様方にとって幸多き年になりますよう願っております。

最後になりましたが、本日の議題であります各案件につきましては円滑なご審議ご協力賜りまして最後まで無事進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。なお、本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認調査をさせていただいていると思いますのでよろしくお願いいたします。

本日の出席は18名中17名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは5番松岡委員、6番稲田委員の両委員よろしく申し上げます。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。

事務局

使用貸借終了農地返還通知については、第1号、第2号は高齢化のため、第3号は借り手の変更、第4号は高齢化のため、第5号は貸人の要望、第6号は本人耕作による利用権の中途解約について報告。

議長（会長）

事務局の報告が終わりました。では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号を議題とし一括上程いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第1号については、●●●●●●●●の案件で農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
芳竹和政委員	譲受人は申請地付近に田を所有しており、営農について問題ないと思います。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第1号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号につきましてお諮りします。議案第1号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第2号から第5号までを議題とし一括上程致します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	今回の非農地証明願いの案件全体で4件あり、面積にして5,352.44㎡、16筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。 議案第2号は、平成13年頃から17年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第3号は、平成7年頃から20年以上耕作不能な状態が継続して原野化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第4号は、平成5年頃から25年以上耕作不能な状態が継続して山林、原野化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第5号は、昭和35年頃から50年以上耕作不能な状態が継続して山林、原野化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。 なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。 まず、●●地区からお願いいたします。
楠 豊委員	第2号、第3号について現地を確認し、審議をしたところ資料写真のとおり、

畑に戻すには無理と判断いたしましたのでご報告いたします。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

小川義洋委員 第4号、第5号は、事務局の説明のとおり完全に山林化しておりやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） それでは各地区代表委員の報告が終わりました。
議案第2号から第5号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号から第5号までにつきましてお諮りします。議案第2号から議案第5号までについてご異議ございませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号から議案第5号までを原案のとおり認めることと致します。

議長（会長） 日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第6号から第9号までを議題とし一括上程致します。なお、今月の議案第8号が●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議とします。それでは、事務局の説明を求めます。

議長（会長） それでは事務局から説明を求めます。

事務局 今月の第4条の案件は4件あり、面積にして2, 722㎡、5筆です。それでは、個別案件の説明を致します。

議案第6号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議案第7号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議案第9号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整

なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

芳竹和政委員 この土地は耕作に不便な土地です。関係者で補助金も返還するという事で問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。
議案第8号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号につきましてお諮りします。
議案第8号について意義ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号を原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 入場）

議長（会長） 日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案第10号から第26号を議題とし一括上程いたします。なお、今月の議案で第10号、第11号が●委員、第12号、第13号、第14号、第18号、第20号が●●委員、第15号が●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の第5条案件は17件であり、面積にして13,778㎡、25筆です。それでは、個別案件の説明を致します。

議案第16号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●です。農振個別除外事前協議済。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議案第17号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。権利は●●●●●●●で、併せ利用地有、農振個別除外事前協議済。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。

議案第19号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第1種農地判断、一時転用です。転用目的は●●●●、●●●●です。権利

芳竹和正委員 議案第17号は●●●●ということで問題ないと思います。議案第19号は●●●●によるもので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十河道夫委員 事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。議案第10号から15号及び18号、20号を除く第16号から議案第26号までにつきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号から15号及び18号、20号を除く第16号から議案第26号までにつきましてお諮りします。議案第10号から15号及び18号、20号を除く第16号から議案第26号までについて異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号から15号及び18号、20号を除く第16号から議案第26号までを原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。

議長（会長） 続きまして、●委員の関係議案である議案第10号及び第11号の審議に入ります。●委員の退席を求めます。
（●委員 退席）

議長（会長） それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第10号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●です。権利は●●●●●●●●で、農振個別除外事前協議済。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。
議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●です。権利は●●●●●●●●で、農振個別除外事前協議済。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。

議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、●●地区の●●代表委員が欠席のため、●●●●●●が現地調査をしております。●●●●●●から調査結果の報告をお願いします。
岩崎治樹 会長職務代理者	第10号、第11号について●●地区の委員の申し送りを発表いたします。地区部会としては認めることし、今回の全体会で慎重なる審議をよろしくお願ひします。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。議案第10号及び第11号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第10号及び第11号につきましてお諮りします。議案第10号及び第11号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第10号及び第11号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。退席されている●委員の再入場を認めます。 (●委員 入場)
議長（会長）	続きまして、●●委員の関係議案である議案第12号から第14号及び第18号、第20号の審議に入ります。●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
議長（会長）	それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第12号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地で第一種住居地域です。転用目的は●●●●です。権利は●●●●●●●●で、隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。議案第13号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地で第一種住居地域です。転用目的は●●●●です。権利は●●●●●●●●で、隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。議案第14号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第1種農地判断です。転用目的は●●●●です。権利は●●●●●●●●で、農振個別除外事前協議済。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧

案4件を除いて63件です。その内訳は、個人が27件、法人が19件、中間管理機構が17件となっています。63件のうち新規が35件、再設定が28件でございます。63件のうち、賃借権が16件、使用貸借権が47件でございます。賃借権の内訳としまして、物納が5件、現金1,000円が1件、1,500円が3件、2,000円が1件、5,000円が4件、10,000円が1件、13,736円が1件となっております。期間については、10年が11件、7年が1件、6年が26件、5年が13件、3年が7件、2年が1件、1年が4件となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑については、一括して質疑に入ります。質疑等のある場合は、整理番号等指定の上ご発言ください。

小川義洋委員 私の地区で昨日、農地の使用期限が来ているのに使用していたと。返還するにつけて綺麗に耕して返還するのが常識じゃないですか。それができてない問題があったのですが、借りる人にしっかりと返すときはきちんとして返すと。できていない人が居るので、そのあたり約束さすようにお願いします。

議長（会長） できない人は一部だと思います。検討したいと思います。

議長（会長） それでは、議案第27号について、整理番号4番から6番及び13番以外について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることといたします。

議長（会長） 続きまして、●委員の整理番号4番、5番、●●委員の整理番号6番、●●委員の整理番号13番の審議に入ります。

議長（会長） それでは、●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。

（●委員、●●委員、●●委員 退席）

議長（会長） それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 議案は4件で、新規が3件、更新が1件となっています。すべて使用貸借権で、期間については10年が1件、6年が1件、5年が2件でございます。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等はありませんか。

全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認いたします。退席されている●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。 (●委員、●●委員、●●委員 入場)
議長（会長）	それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として、「農用地利用配分計画について」を上程したいと思いますが、いかがでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。
事務局	農用地利用配分計画49件について説明します。貸付先は個人が16件、法人が33件です。設定する権利等の種類は、使用貸借権が36件、賃貸借が13件です。期間は2年11ヶ月が2件、5年11ヶ月が21件、9年11ヶ月が26件です。利用内容は水稻、麦、露地野菜等の作付けとなっております。以上です。また、機構による貸付変更が10件となっております。
議長（会長）	説明が終わりました。何か質疑等はありませんか。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認いたします。
議長（会長）	本日、上程の議案については以上ですが、日程第7その他です。
議長（会長）	事務局からお願いします。
事務局	利用意向状況調査の進捗状況について説明した。

平成31年度各種申請書締切日について報告した。
農業委員等の綱紀粛正について説明した。

議長（会長） 事務局の提案説明について、異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） それでは、承認することと致します。

議長（会長） 他に無いようですので、以上をもちまして、平成30年12月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

（午後4時20分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 5 番

署名委員 6 番